

教育訓練を運営する施設の皆さんへ

教育訓練給付制度のご案内

教育訓練給付とは？

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なります。

教育訓練 の種類	専門実践教育訓練	特定一般教育訓練	一般教育訓練
給付率	最大で受講費用の 70% 【年間上限56万円 ・最長4年】 を受講者に支給	受講費用の 40% 【上限20万円】 を受講者に支給	受講費用の 20% 【上限10万円】 を受講者に支給

➡ 指定対象の講座を、裏面で詳しくご紹介していますので、ご覧ください。

講座指定を受ける手続き

まずは、指定を受けるための要件を確認しましょう

- 厚生労働省ホームページに、教育訓練施設向けのパンフレットを掲載しています。

教育訓練 講座指定

申請書類を準備しましょう

- 申請様式（記入書類）は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

申請書類の提出（提出先：中央職業能力開発協会）

- 申請受付は年2回、提出期間と指定日は以下の通りです。
4月上旬～5月上旬提出→10月1日指定、10月上旬～11月上旬提出→翌年4月1日指定

審査

- 申請された講座が指定基準を満たしているか、審査を行います。

指定

- 指定期間は、4月1日または10月1日から**3年間**です。
- 引き続き指定を希望される場合は、指定期間満了前に**再指定申請**が必要です。

指定対象講座

専門実践教育訓練	特定一般教育訓練	一般教育訓練
① 業務独占資格などの取得を目標とする講座		
▶業務独占資格・名称独占資格の取得を目標とする講座 例：介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、保健師、助産師、美容師、理容師、歯科衛生士、保育士、調理師 など	▶業務独占資格・名称独占資格・必置資格の取得を目標とする講座 例：介護職員初任者研修、介護支援専門員、大型自動車第一種・第二種免許、税理士、社会保険労務士 など	▶公的職業資格・民間職業資格などの取得を目標とする講座 例：中小企業診断士、司書、英語検定、簿記検定 など
② デジタル関係の講座		
▶ITSSレベル3以上の情報通信資格の取得を目標とする講座 ▶第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定）	▶ITSSレベル2以上の情報通信資格の取得を目標とする講座 ※ITSSレベル3かつ訓練時間が120時間未満のものを含む	▶左記以外の情報通信資格の取得を目標とする講座
③ 大学院・大学・短期大学・高等専門学校の課程（①②に該当するものを除く）		
▶専門職大学院の課程 ▶専門職大学・専門職短期大学の課程 ※大学・短期大学の専門職学科の課程を含む ▶職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定）	▶職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） ※短時間（訓練時間が60時間以上120時間未満）のもの	▶修士・博士の学位などの取得を目標とする課程
④ 専門学校の課程（①②に該当するものを除く）		
▶職業実践専門課程（文部科学大臣認定） ▶キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）	▶キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定） ※短時間（訓練時間が60時間以上120時間未満）のもの	

お問い合わせ

▶講座指定の申請手続き（申請書類の記入方法など）
中央職業能力開発協会 能力開発支援部 教育訓練支援課（03-6758-2828／2825／2824）

▶講座指定の基準
厚生労働省 人材開発統括官 若年者・キャリア形成支援担当参事官室（03-5253-1111（代表））

▶教育訓練給付金（給付金の支給申請手続き、証明書類の記入方法など）
最寄りのハローワーク <https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

厚生労働省ホームページ

▶教育訓練給付制度について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

▶教育訓練給付の講座指定について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_00001.html

